

審　　査　　基　　準

平成 19 年 8 月 27 日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　　拠　　条　　項：第 45 条第 1 項
処　　分　　の　概　要：駐車の許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道の係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊長）
法　　令　　の　定　め： 島根県道路交通法施行細則第 8 条
審　　査　　基　　準：別紙参照
標　　準　　処　理　期　間：3 日以内（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先： 警察署交通課（係）窓口（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊窓口）
問　　い　合　わ　せ　先：　　〃
備　　考：

別紙：

審査基準：

警察署長（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊長）は、駐車許可の申請の内容が、次の1から4までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

1 駐車する日時

次のいずれにも該当する日時であること。

- (1) 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。2(2)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。

2 駐車する場所

次のいずれにも該当する場所であること。

- (1) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第45条第2項の余地がないこととなる場所及び法第51条の4第1項の放置車両となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
- (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

3 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関その他の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められるものであること。
- (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他の駐車違反とならない方法によることが不可能であると認められるものであること。
- (3) 道路交通法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴うものでないこと。

4 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能であると認められるものであること。

- (1) 重量物又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- (2) その他の車両にあっては、その用務先から100メートル以内